

宜 議 第 6 0 2 号
平成 3 1 年 3 月 2 6 日

議 長
上 地 安 之 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 宮 城 克

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 2 0 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し
ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、
そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
平成 3 1 年 3 月 4 日	平成 3 1 年 3 月 4 日	議案第 2 3 号、議案第 2 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、 議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 5 号
平成 3 1 年 3 月 5 日	平成 3 1 年 3 月 5 日	議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、 議案第 1 8 号、議案第 2 1 号、議案第 1 9 号
平成 3 1 年 3 月 6 日	平成 3 1 年 3 月 6 日	陳情第 9 号、議案第 1 8 号、議案第 1 9 号、議案第 2 1 号、議案第 2 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 1 1 号、議案第 1 2 号、議案第 1 5 号、議案第 1 6 号、議案第 1 7 号、議案第 2 3 号、 陳情第 2 号、陳情第 9 号
会議日数 3 日間		

2. 会議事項

議案番	案号	件名	付託日 月日	議決日 月日	結果
議案第3号		平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第4号		平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第7号		平成30年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第1号)	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第8号		平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第4号)	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第11号		平成31年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第12号		平成31年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第15号		平成31年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第16号		平成31年度宜野湾市水道事業会計予算	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第17号		平成31年度宜野湾市下水道事業会計予算	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第18号		宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第19号		宜野湾市印鑑条例及び宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第21号		宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第22号		那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例について	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決
議案第23号		市道の認定について	平成31年 3月1日	平成31年 3月6日	原可 案決

陳 情 第 2 号	設備設計・監理委託業務の宜野湾市内 企業への優先発注について	平成 30 年 10 月 10 日	—	継 続 審 査
陳 情 第 9 号	比屋良川公園整備事業の変更及び事業 拡大実施に関する陳情	平成 30 年 12 月 6 日	—	継 続 審 査

經濟建設常任委員会會議錄

○開催年月日 平成31年3月4日(月) 1日目

午前10時03分 開会

午後 4時12分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(8名)

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員(0名)

○説明員(5名)

建設部長	新垣 勉
市街地整備課 計画係長	永山 拓朗
土木課 土木管理係長	喜納 理

市街地整備課 課長	比嘉 徹
土木課 課長	又吉 直広

○参考人(0名)

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 23 号 市道の認定について
- (2) 議案第 22 号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 3 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (4) 議案第 4 号 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- (5) 議案第 11 号 平成 31 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (6) 議案第 12 号 平成 31 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (7) 議案第 15 号 平成 31 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

第420回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成31年3月4日（月）第1日目

○宮城克委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会を開会いたします。（開会時刻 午前10時03分）

【議題】

議案第23号 市道の認定について

《 現 場 視 察 》

※市道予定地（西普天間住宅地区）の現場視察を行う。

【議題】

議案第23号 市道の認定について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 普天間喜友名線は幅員が20メートルとのことだが、これは片側1車線ずつの道路ということか。
- 土木管理係長 そのとおりである。
- 伊佐哲雄 委員 20メートルはゆとりのある幅員だと思うが、将来交通量の増があった際に片側2車線にする構想を持っているのか。
- 建設部次長 幅員20メートルの内訳については、歩道が片側5.5メートル、停車帯が片側1.5メートル、車線が片側3メートルずつとなっている。交通量については将来も見越してのものであり、現行のままを想定している。
- 伊佐哲雄 委員 歩道を含めて20メートルという理解でよいか。
- 建設部次長 そのとおりである。
- 又吉亮 委員 普天間喜友名線における信号機設置等の計画について、例えば普天間喜友名線と喜友名24号の合流地点等に信号機設置もしくは合流地点に右左折が可能な中央分離帯等の計画はあるのか伺いたい。
- 建設部次長 信号機設置については今後の計画になってくる。合流地点については中央分離帯の計画はないが、右左折ができるように計画している。
- 宮城司 委員 喜友名24号の起点について、以前に那覇広域都市計画の中に沖縄縦貫道路の計画があったように記憶しているが、それとの整合性・関連について伺いたい。

- 建設部次長 以前、西普天間住宅地区までの中部縦貫道路の計画はあったが、現在は変更により計画はなくなっている。
- 宮城司 委員 本会議において桃原功議員の質問に対し、市道の路線名を付す際には起点と終点の地域名を付すことになっていると回答があったが、それは条例等で決まっているのか。
- 土木課長 条例ではないが、沖縄県が作成したマニュアル的なものがあり、その中に起点終点ともに左側の土地の地名を表記するというルールが定められている。桃原功議員からも安仁屋の地名を付すことができないかとの質問があったが、安仁屋地区は経過地となっており、始点終点の地名から普天間喜友名線としている。運用のルールを曲げるのは適当ではないと考えており、路線名ではなく、例えばすのき通りやすずらん通りのように、供用開始後に通称等に入れることを検討してまいりたい。
- 宮城司 委員 普天間喜友名線や喜友名24号について、高架式の箇所もあるのか伺いたい。
- 建設部次長 イシジャーの付近は一部、橋梁が設置される計画となっている。
- 濱元朝晴 委員 今回市道認定を行った上で、区画整理を行うことになると思うが、普天間喜友名線と喜友名24号の工事予定等は決まっているのか。
- 市街地整備課長 普天間喜友名線は平成32年度から道路整備に着手していく予定であり、その後喜友名24号も併用しながら作業に入っていく予定である。
- 濱元朝晴 委員 やはり、市道認定して道路工事が始まらないと宅地造成も進まないのでは、工事が次年度から始まることを確認でき安心した。
- 伊佐哲雄 委員 普天間喜友名線について、車道・歩道含めて幅員が20メートルと伺ったが、そのうち歩道が5.5メートルとなっており、かなり広く取られており、喜友名24号についても3.5メートルと広く取られている。これについて何か狙いがあるのか伺いたい。
- 建設部次長 歩道の5.5メートルについては、植樹帯が1.5メートルとなっており、残り4メートルについては自転車道と歩行者道となっている。
- 伊佐哲雄 委員 喜友名24号についてはどうか。
- 建設部次長 施設帯が50センチ、残り3メートルが自転車道及び歩行者道となっている。これについては、標準断面の資料を提供いたしたい。
- 真喜志晃一 委員 歩行者道と自転車道は分離しているのか。
- 建設部次長 現時点では分離する計画はないが、将来的には色分け等をする等検討していくことになると思われる。
- 濱元朝晴 委員 自転車については、歩道ではなく車道を走るものではないのか。色分けすべきではないか。
- 建設部次長 自転車道の幅自体もこれから計画するものであり、色分け等に

についてはそれが明確になってからの話になると考える。

- 濱元朝晴 委員 法律的に問題はないのか。
- 計画係長 自転車専用通路と自転車・歩行者通路とがあり、名護市等にある自転車専用道路は車道側にあり、自転車・歩行者道路は歩道側となっている。
- 土木課長 名護バイパスは歩道の中に自転車道が色分けされているが、市街地は車道側になっている、自転車の側からはいいが、車の側からは危険が伴うことから明確に分けたほうが道路管理者としては望ましいと考える。だが、接続する国道・県道にそれがなく、市道だけ色分けしても自転車通行に戸惑いが生じるため、色分けは今後の運用の中で検討していくものとする。
- 宮城司 委員 普天間喜友名線の植樹帯が1.5メートルと伺ったが、柵形にするのかや、植える樹木の種類も例えば普天満宮との関係で松にする等も決まっているのか。
- 建設部次長 樹木の選定はこれからとなっており、柵形にするのか植樹帯にするのか等もこれからの検討となる。
- 米須清正 委員 先ほど伺った路線名の付け方について、普天間喜友名線の経過地である字普天間、字安仁屋、字新城、字喜友名のうち距離が長いのはどこか伺いたい。
- 土木課長 字安仁屋が長くなっている。
- 米須清正 委員 それならば路線名を安仁屋喜友名線とすることはできないのか。
- 土木課長 桃原功議員の質問にもあったように、安仁屋の地名のついた路線名を付したいという思いは理解している。起点側の地番だけが普天間となっており、すぐに安仁屋地区になるので惜しくはあるが、路線名のルールがある以上そう付けざるを得ない。今後、通りの通称等で検討していきたいと考える。
- 真喜志晃一 委員 植樹の間隔等は決まっているのか。それとも市が独自に決めるものか。
- 建設部次長 これから区画整理の換地を行うが、その乗り入れ口等の形態によって変わってくるので、現時点では決まっていない。
- 真喜志晃一 委員 道路が先にできて住宅が後にできた箇所があったが、そこは植樹帯の幅が狭すぎてアパートから道に出る際に通る車が見えにくい事例があった。そういう面も考えて植樹帯の幅等を決めていただきたい。
次に、琉大医学部附属病院ができる予定だが、FMぎのわんがある箇所は道との間にかなりの高位差がある。県道側から病院へ徒歩で行くにはどうアクセスする予定なのか。
- 計画係長 琉球大学側の計画になるので断言はできないが、聞く範囲ではバ

ス停から階段や通路を設ける予定と聞いている。

- 宮城司 委員 西普天間住宅地区は景観条例における重点地区となっているが、電線の地中化はどうか。
- 建設部次長 普天間喜友名線及び喜友名24号に関しては、西普天間住宅地区の重要公共施設という形で景観に配慮する道路として指定することを予定しており、現計画の中でも電線の地中化を計画している。
- 上里広幸 委員 喜友名24号の起点の部分を確認したい。
- 市街地整備課長 視察を行った丁字路付近となり、喜友名24号ができた際は十字路となる。
- 上里広幸 委員 その箇所はかなりの高低差があったが、道路の傾斜度は法律上問題はないのか。
- 市街地整備課長 道路の傾斜度は5%以下が基準となっており、特例で8～9%となっている。喜友名24号については、現在の計画では大きい所で7%を予定している。
- 土木課長 目安として起点付近から伊佐へ降りていく道路の傾斜が8%となっている。

また、先ほどの答弁の補足になるが、緑地帯については道路管理者としては管理も大変なのでないほうがいいが、緑地化の観点からは必要となる。今回の市道については、幅員もあり路肩部分の広さもあるのでさほど視界の邪魔にはならないと考える。

- 上里広幸 委員 喜友名24号について、工事に当たって喜友名泉への影響は考慮しているのか。源泉等への影響の有無について確認しているのか伺いたい。
- 計画係長 詳細な土質調査等はこれからになるが、湧水が出ている場所については、保全して基本さわらないようにしながら設計を進める予定である。住宅地ゾーンの擁壁が湧水を極端に遮断する等がないよう進めている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。（午後0時07分）

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時00分）
これより午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

議案第22号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 那覇広域都市計画事業の対象範囲について伺いたい。
- 建設部次長 資料が手元にないので具体的ではないが、那覇を含む南部地域、中部地域の一部、西側の地域となっている。
- 伊佐哲雄 委員 県の広域事業の中に区域が設定されているという理解でよいか。
- 建設部次長 そのとおりである。
- 伊佐哲雄 委員 新たな区画整理事業となるが、認可申請等、事業が始まるまでのスケジュール等の資料があれば提供いただきたい。
- 建設部次長 都市計画決定から事業認可までのスケジュール等について資料提供いたしたい。
- 又吉亮 委員 西普天間住宅地区の土地区画整理事業に伴い、宜野湾市土地区画整理事業基金条例も一部改正案が出ているが、平成31年度の基金残高調書には宇地泊と佐真下は含まれているが、西普天間住宅地区に関しては事業施行後に調書へ追加されるという認識でよいか。
- 建設部次長 現時点では基金自体がなく、予算も費目存置の状況であり施行条例が改正された後に追加される。
- 宮城司 委員 大山地区が条例において那覇広域都市計画事業に記載されていない理由について伺いたい。
- 建設部次長 宜野湾市は那覇広域都市計画事業の対象であるが、事業が進捗していないこと、都市計画決定の手続きも踏んでいないこともあって条例には含まれていない。
- 宮城司 委員 西普天間住宅地区土地区画整理事業の事業期間について伺いたい。
- 市街地整備課長 事業期間は平成30年度～平成39年度を見込んでいる。平成30年度は事業認可を予定している。
- 宮城司 委員 平成39年度までの予算規模に関して伺いたい。
- 建設部次長 総事業費としては113億円余を見込んでいる。事業の進捗によって変動はあるものとする。
- 米須清正 委員 資料の図面における西普天間住宅地区土地区画整理事業の範囲について確認したい。

- 建設部次長 図面中、茶色の枠内が西普天間住宅地区であり、緑の枠内は字界を示している。
- 米須清正 委員 図面の下原については、字界が茶色の枠内を超えている箇所があるが、当該箇所は対象外なのか。
- 建設部次長 下原は一部が今回の区画整理事業の中に含まれており、前原についても一部が含まれている。ちなみに二つとも小字名である。
- 又吉亮 委員 議案第23号においては、経過地として普天間、新城、安仁屋、喜友名という起点から終点の順に沿って記載されていたが、当該条例では違う順序で記載されている。これは問題ないのか。
- 建設部次長 地区内を示しており、特に順序は関係ない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時21分)

【議題】

議案第3号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 保留地処分金の減は補償交渉のおくれによるものとのことだが、保留地処分の交渉なのか。その詳細について伺いたい。
- 市街地整備課長 平成30年度予算にて擁壁工事、宅地造成工事を予定していたが、予定地に隣接する権利者との補償交渉の観点から、今回補正で工事を減にし、補償費についても予算を繰り越ししている。進捗としては3月末にブロック塀の補償提示を行って契約を行う予定であり、新年度予算に工事費を計上している。その工事が終わらないと、二筆の保留地整備ができないため保留地処分金の減となっている。
- 宮城司 委員 保留地処分の交渉ではなく、隣接地の擁壁の補償交渉のおくれと認識してよいか。
- 市街地整備課長 工事をする際に支障となる工作物、立木等がある。その建物補償の調査をしての提示がまだできていないため、工事を繰り越しするよりは、歳入もないため工事費を減とした。その上で、補償物件を契約締結し、次年度予算にて工事着手を行う予定である。

- 宮城司 委員 擁壁ができることに反対しているわけではないということか。
- 市街地整備課長 以前の経緯ではいろいろあったが、調整を進めた結果現在の位置に施工すること自体は問題ない。ただし、工事の時点で土地の立ち入りがあることから物件補償調査等を進めているところである。工事については合意をいただいているが、補償額についてはまだ見えない。今後は補償金額を提示し工事を進めていきたいと考えている。
- 宮城司 委員 物件補償調査ということは、隣接地の買い取り等があるということか。
- 市街地整備課長 境界沿いで擁壁を設置することから、そこに住宅とブロック塀があり、その部分で地区内と地区外に分かれる。この物件補償をしない限り工事の施工ができないことから、まずは補償して工事着手する段取りになっている。
- 宮城司 委員 物件補償の詳細を伺いたい。
- 市街地整備課長 工事の支障となる相手側の工作物、ブロック塀を取り壊すことになるため、補償して除去した後に工事に着手することになる。工事後に工作物を設置するかどうかは相手側の判断・負担となる。
- 又吉亮 委員 繰越明許費3,076万4,000円のうちの1,666万9,440円については、繰越理由として工事予定箇所の事前調査等に時間を要し年度内執行が困難となったためとあり、その内容が仮設住宅解体工事1件とある。この解体工事1件で約1,666万円かかるということか。
- 市街地整備課長 資料の図面の中心付近の箇所は将来公園として整備される予定であるが、現在仮設住宅13棟と倉庫1棟の計14棟がある。この仮設住宅の撤去を行うには、平成30年度予算と平成31年度予算をあわせて行う予定である。平成31年度に撤去する予定であり、総工事費は4,000万円余を予定している。今回繰り越す1,666万円余は平成31年度予算とプールして合計4,000万円余の予算とする予定である。
- 宮城司 委員 資料図面に平成32年度以降工事予定箇所とあるが、何年までの予定なのか。
- 市街地整備課長 基本的に工事に関しては平成31年度～平成32年度の完了を目指している。
- 濱元朝晴 委員 仮設住宅の解体工事は、一括して平成31年度に行うという理解でいいか。
- 市街地整備課長 平成30年度、平成31年度の予算でもって撤去を行う予定であり、新年度予算にも計上している。
- 濱元朝晴 委員 13棟のうちまだ居住している棟があるはずだが、その状況について伺いたい。

- 市街地整備課長 2名の方が残っていたが、1月末で1名の方が退去し、3月末には最後の方も退去する予定である。
- 濱元朝晴 委員 3月末の退去を待って撤去工事を行うという理解でよいか。
- 市街地整備課長 退去を待って、今年度繰越予算と新年度予算をあわせた予算をもって業者選定等を含め、5月末頃の契約を目指して進めている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第4号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 保留地処分金について、説明では購入予定者との交渉に不測の日数を要したとのことだが、購入予定者及び保留地処分金はどのように決定されるのか。
- 市街地整備課長 区画整理事業の保留地の種類は、一般保留地と付保留地がある。佐真下の事業地は従来から建物等が多くあり、事業のなかで住宅として利用されている敷地があるが、それも区画整理事業が入ると減歩しなければならない状況が出てくる。そのような実際に使用している方への敷地分は付保留地として新たに配置をし、その方へ購入していただくことになる。権利者としては、区画整理事業の中に土地が含まれている以上、土地の提供が必要であることから、購入していただく付保留地の単価等で交渉がうまくいかない場合がある。今回も交渉のなかで価格提示を行っているが、納得いただけていない状況である。
- 宮城司 委員 購入予定者が金額等に納得していないようだが、交渉の結果金額が変動することもあるのか。
- 市街地整備課長 付保留地に関しては事業の認可等含めた計画の中で評価委員会にかけてその時点の価格で交渉を進めていくことになる。
- 宮城司 委員 価格については変動することもあると理解してよいか。
- 市街地整備課長 一般保留地についてはその時点の土地の評価で一般販売していくが、付保留地に関しては既存住宅で利用している従前の土地ということで、その時点をおさえた単価提示・評価額の設定をすることになる。
- 宮城司 委員 変化していくということで理解するが、不測の日数についてはどれほどかかっているのか。

- 市街地整備課長 地区の中には付保留地対象の方が多く、新年度予算を組む際に付保留地の歳入を見込む必要があり予算を組んでいるが、実際は常時購入について交渉を続けている状況である。
- 宮城司 委員 実態としては長い時間がかかっているとのことだが、件数はどれほどなのか。
- 市街地整備課長 今回の156万円については1権利者のものである。
- 宮城司 委員 今回は1権利者だけとのことだが、こういうケースは他にもあるのではないか。
- 市街地整備課長 平成33年度までの保留地の予定によれば、付保留地だけで10件ある。
- 真喜志晃一 委員 資料の図面中、白い箇所は道路等はまだ敷設されていないのではないか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。
- 真喜志晃一 委員 整備の時期が不明のため白く記載されているのか。佐真下第二造成工事の付近は白枠となっているが、まだ何も決まっていない箇所と理解してよいか。
- 市街地整備課長 この資料は平成31年1月末の進捗を示しており、白枠の部分は、新年度事業のエリアに入ってくる予定である。これは現年度予算の中でこういった整備をしていくことを示したものである。色塗りされている箇所は平成30年度で終了しているかこれから繰り越す箇所である。
- 真喜志晃一 委員 平成31年度から始まる工事とその終わりの見込みはすでに決まっているのか。
- 市街地整備課長 地区内の全体の事業認可の期間が平成35年を完了予定としている。ただし、工事に関しては平成32年度～平成33年度までで完了させたいと考えている。
- 真喜志晃一 委員 図面中、佐真下のサンエーから丁字路に出て沖縄国際大学へ向かう箇所について、ここから市道宜野湾11号まで道路がつながる予定なのか。
- 市街地整備課長 当該箇所は現況階段となっており、位置づけは補線的扱いであり車は通行できない。
- 真喜志晃一 委員 市道宜野湾11号が開通した際には、この付近の我如古方面への通行量が増加するのではないか。
- 市街地整備課長 開通した際には、道に詳しい人であればスーパーかねひで横の道路を抜けていく形になっている。このエリアについては、既存道路を区画整理事業のなかに市道認定の道路と付けかえをしていく計画になっている。新しく道路をつくるわけではなく、既存の道路を活用しながらの道路計

画となっている。

- 真喜志晃一 委員 丁字路の箇所には信号機を設置してほしいという要望が市民からあり、市道宜野湾11号が開通後は交通量の増によりさらに危険性がふえないか危惧している。
- 建設部次長 交通量に関しては、宜野湾11号は上原から開通することになるが、そこから当該地点に流れてくることは考えにくい。むしろ大きい通りを通ったほうが早道である。この地点を通過して早道にはさほどならないため、交通量もさほどふえないと考えている。
- 宮城司 委員 市道宜野湾11号の土地は、佐真下の区画整理地区に含まれていると思うが、区画整理地区内の道路は全て市道となるのか。
- 市街地整備課長 公共施設として道路の位置付けとなっている。本来個人の敷地から道路の位置づけとされるが、区画整理完了後は公共の道路の扱いとなる。
- 伊佐哲雄 委員 歳入の一般会計繰入金13万2,000円の減について、説明では、物件補償が難航しているとのことだが、金額が少ないのではないか。
- 市街地整備課長 この13万2,000円は物件補償費の減額となっているが、区画整理事業の場合は建物補償をするが、その際に仮住まいをしていただき、その間に整地を行うことになる。その仮住まい費が執行残となったことで今回補正を行った。中には、工作物等しかないものも補償費として10万円～15万円程度のものがある場合もある。
- 伊佐哲雄 委員 156万5,000円の保留地処分金の減について、説明では1件の金額とのことだったが、面積が小さいという理解でよいか。
- 市街地整備課長 この価格の土地の提供ができないという観点から、その面積分の付保留地を用意しており、その額が今回の金額となっている。
- 伊佐哲雄 委員 土地の面積については開示できるのか。
- 建設部次長 付保留地に関しては、購入者が限られているため、個人情報保護の観点から答弁は控えさせていただきたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時51分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時01分)

【議題】

議案第11号 平成31年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会

計予算

～質疑・答弁～

- 宮城司 委員 一般会計から3億7,484万4,000円の繰入金があるが、一般会計から繰り入れる金額はどのように決定しているのか。
- 建設部次長 特別会計であるため、保留地処分金と補助金を歳入として受けて、それでも不足する事業費を一般会計から繰り入れて事業を進めている。
- 宮城司 委員 前年度は約3億2,000万円で、今年度は約3億7,000万円余となっているが、その不足する分はいくらでも一般会計から繰り入れができるという理解でよいのか。
- 建設部次長 実際には事業年度が決まっており、その事業をこなすために年度ごとに事業をどれほど執行していかねばならないという計画があり、それを保留地処分金や補助金では不足する分を一般会計から繰入金として受けている。繰り入れに関しては下水道事業のように基準、ルールのようなものはない。事業の最終年度から事業を年度ごとに振り分けた時にこの事業で不足する分は一般会計から繰り入れるという方法で行っている。
- 宮城司 委員 それでは、宇地泊土地区画整理事業が要求した分、一般会計繰り入れを行わなければならないということか。
- 建設部次長 支出に必要な分ということになる。事業計画上、事業完了年度が定まっており、その中で年度ごとに工事を金額を決めてやっていかなければならない。その中でどうしても保留地処分金や補助金では不足する分を一般会計から繰り入れることになるが、そうしなければ事業計画年度で完了しないことになる。いくらでもよいというわけではない。
- 宮城司委員 一般会計から繰り入れる分は、一般会計の中では自主財源なのか国の補助金の対象となるものなのか伺いたい。
- 建設部次長 一般会計のため、自主財源となっている。
- 又吉亮 委員 公債費について、地方債の償還だが、平成32年度～平成33年度にかけての償還計画について資料があれば提供いただきたい。
- 建設部次長 償還に関しては、財政課との調整が必要になるため確認させていただきたい。
- 又吉亮 委員 起債した分を償還していく計画について伺いたかったのは、宇地泊第二土地区画整理事業の基金が平成31年度当初で1億3,000万円取り崩されており、基金がほぼゼロになる。そのゼロの状態から公債費で借金を返していくことになり、その補てん分が全部一般会計にかかってくるのかと思われる。次年度以降を見ると、平成32年度計画では約4億500万円、平成33

年度では約4億300万円となっており、宇地泊第二土地区画整理事業の基金がほぼゼロに近い状況になってその上公債費も返していかなければならない。その分を一般会計から繰り出す計画はあるが、平成31年度から平成32年度で宇地泊第二土地区画整理事業がどの程度完了するのか、資金面での難点があるのではないかと考えている。

- 建設部次長 財政課のほうに確認して年度計画等を出せるのか確認させていただきたい。
- 市街地整備課長 補足となるが、宇地泊第二土地区画整理事業の平成31年1月までの進捗率の資料を提出しているが、事業費ベースで98.7%の進捗率となっている。その下の基本事業費ベースは、この地区に対する補助金の充当できる資金運営ということで、補助金の受け入れをすでに完了している状況で100%の執行状況となっている。同じく物件補償等も100%、保留地処分面積が97.2%、これについては残り2筆の分が残りの面積分となっている。保留地処分金額についても97.4%まで来ている。トータル的にそういった歳入を引いた分を一般会計で事業をしなくてはならないということで、事業計画の中で一般会計繰入金を入れて事業を進めざるをえない。その中で、市の財源等含めた形で完了に向けた予算を企画・財政部門と実施計画のヒアリング、新年度予算折衝で協議した中で事業を進めている状況である。
- 宮城司 委員 平成30年度予算において1億300万円の保留地処分金を交渉難ということで補正減としているが、平成31年度予算においては9,336万円となり、約1,000万円ほど少なくなっている。これについての説明を伺いたい。
- 建設部次長 平成30年度の1億300万円については、保留地処分金で充当しようとしていた工事費であるが、その工事費が使わなくなりそれとあわせて保留地処分金を戻した形になる。今回の1億300万円の中に9,336万円は含まれていた形だが、1億300万円の工事ができなくなったため、保留地処分金で充当していた部分は減とし、新年度は保留地の予定金額をそのまま保留地処分金としている。必要経費に充当していた1億300万円と、保留地として処分しようとしていた9,336万円があるが、工事ができなくなったために減とし、今回は工事を行って保留地処分ができるため9,336万円が入る形になる。
- 宮城司 委員 工事費が約1,000万円ほどかかったという理解でよいか。
- 建設部次長 保留地で充当しようとしていたのが、工事費が1億300万円かかるということである。
- 市街地整備課長 整理すると、平成30年度に減とした1億300万円は基金に戻すことになり、平成31年度予算の基金繰入金に入れたことで、前年度比1億8,957万3,000円の増となり、1億9,940万6,000円となっている。その基金を平成31年度は事業費に繰り入れることになる。加えて、あと2筆の保留地処分

金9,336万円を見込んでおり、それを歳入として入れる形になる。

- 宮城司 委員 要するに、保留地処分としては基金からの1億300万円は保留地の工事に充てられ、残り2筆の保留地処分金9,336万円が新たに入るという理解でよいか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。残り2筆の分9,336万円が入ることになる。
- 宮城司 委員 予算の歳出にそれが示されているのか。
- 市街地整備課長 保留地を販売すると決算において余剰金として保留地処分金が確定する。その確定後基金に積み立てる手続きに入り、保留地処分した金額はいったん基金に積む形となる。基金に入れる手続きを取ってはじめて基金から繰り出しをする形となる。平成31年度は見込みで保留地処分の歳入が見込まれるため、保留地処分金で充てることになる。
- 伊佐哲雄 委員 給与費明細書の報酬について、職員13人につき14万円となっているが説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 区画整理事業の審議会委員の報酬を見込んだものである。審議会の開催と評価委員会の開催等がある際に報酬を支払うことになっている。
- 伊佐哲雄 委員 13人というのは延べ人数ではなく、この人数の委員がいると理解してよいか。
- 市街地整備課長 そのとおりである。
- 伊佐哲雄 委員 審議会は年に何回開催予定があるのか。
- 市街地整備課長 特に区画整理事業の中で審議が必要な問題点等があった際に開催することになる。ただし、必要がなければ開催はない。
- 伊佐哲雄 委員 委員は何らかの専門知識を持った方なのか。また、報酬等の根拠について伺いたい。
- 市街地整備課長 審議員の13名の内訳については、まず10名の審議員のメンバーを選出しそのうち2名は学識経験者を任命し、残り8名については区画整理地区内の地権者に選挙等をふまえてなっただいていて。残り3名の方は、評価員ということで土地の専門知識を持った方々を選任している。
- 伊佐哲雄 委員 審議の中身について伺いたい。
- 計画係長 基本的には仮換地指定の変更や保留地の設定等が主なものとなっている。年に2回程度開催され、評価員は年に1回程度となっている。
- 上里広幸 委員 1款1項2目建設事業費の財源内訳にその他として2億9,277万円余が記載されているがこれについて説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 先ほど説明した基金繰り入れと保留地処分金の合算額となっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第12号 平成31年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 給与費明細書について、宇地泊第二土地区画整理事業については、13名分で14万円だったが、佐真下第二土地区画整理事業は14名で200万円となっている。これについて説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 14名、200万円の内訳について、まず審議員、評価員の人数については宇地泊と変わらず13名だが、残り1名については技術者の嘱託職員を採用しておりその給与に充てている。
- 伊佐哲雄 委員 宇地泊では常勤の技術者はつけず、佐真下ではついている理由はなにか。
- 市街地整備課長 宇地泊第二土地区画整理事業は終盤に来ており、嘱託職員の配置はなくてもよいと判断し、佐真下第二土地区画整理事業は補償物件等含めた形で職員が減っており、それを埋める形で嘱託職員1名を配置している。なお、西普天間住宅地区においても1名の要求が通っている。
- 又吉亮 委員 宇地泊と同じく公債費の償還に関する資料を提供いただきたい。また、基金の繰入金として費目存置の1,000円を組んでいるが、当初の積み立てで1,000円、取り崩しで1,000円となることから、これは必ず組まないといけない根拠があるのか。
- 建設部次長 費目存置は、予算計上する際にいくら入るか不明な場合に予算項目を設けておくためにとりあえず1,000円を入れておく措置である。
- 又吉亮 委員 平成31年度内に保留地処分金があった場合は、一度基金に積み立てて、費目存置で残した項目に保留地処分金の金額を積み立て、補正で取り崩すために費目存置の項目を置いているという理解でよいか。
- 建設部次長 その都度項目を設ける作業をしないで済むように、保留地処分金が入った際に繰り入れがすぐできるように項目を設けるということである。
- 宮城司 委員 保留地処分金が約1,800万円組まれているが、何件の処分を予定しているのか。
- 建設部次長 平成31年度は一般保留地の処分を2件予定している。
- 宮城司 委員 付保留地の処分はないのか。

- 市街地整備課長 付保留地に関しては、権利者との折り合いがついた時点ということになり交渉は随時行っている。保留地処分金の予算項目は一般保留地も付保留地も一緒なので、とりあえず処分予定のある一般保留地を予算化しておき、付保留地は交渉の様子をみて予算化していくことになる。
- 宮城司 委員 一般保留地の数はどれほどなのか。
- 市街地整備課長 一般保留地は13筆を予定している。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第15号 平成31年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 1款1項1目の国庫補助金1,018万3,000円や2款1項1目の県補助金2億412万1,000円について算定方法を伺いたい。
- 建設部次長 国庫補助金については、委託料、特別旅費等の事務運営費等の補助基本額があり、これに対し10分の8の補助割合となっている。県補助金については、設計費を補助基本額として10分の9が補助率となっている。
- 宮城司 委員 佐真下等の他の区画整理事業に対しては、沖縄振興公共投資交付金の対象となっているが、西普天間住宅地区に関しては、拠点返還地（西普天間住宅地区）跡地利用推進交付金や土地区画整理社会資本整備総合交付金の対象となっている。これについて説明を伺いたい。
- 市街地整備課長 宇地泊や佐真下の区画整理事業については、県からの沖縄振興公共投資交付金の対象となっているが、同交付金の事業対象メニューにおいて、国の事業又は国に関連する事業については同交付金の対象とはならず土地区画整理社会資本整備総合交付金の対象となる。西普天間住宅地区は、琉球大学医学部及び同附属病院移転整備事業の関係で土地区画整理社会資本整備総合交付金の対象となる。拠点返還地（西普天間住宅地区）跡地利用推進交付金についても、西普天間住宅地区が従来より同交付金の対象となっており、今回までは予算の中の不動産鑑定費を計上している。
- 宮城司 委員 3つの交付金について補助率等の違いはあるか。
- 市街地整備課長 沖縄振興公共投資交付金と土地区画整理社会資本整備総合交付金は区画整理事業についてはいずれも補助率は10分の9となっている。拠点返還地（西普天間住宅地区）跡地利用推進交付金については、10分の8

となる。ソフト交付金に関しても10分の8となっている。

- 濱元朝晴 委員 西普天間住宅地区土地区画整理事業についての整備スケジュール等があれば資料をいただきたい。
- 市街地整備課長 今回の那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部改正により、公告縦覧等を経て事業がスタートしていくので、事業進捗が見えた時点でスケジュール等は作成したいと考えている。
- 建設部次長 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部改正についての審議の際、伊佐哲雄委員よりスケジュールの資料要求があった件にあわせ、現状の立ち位置を確認するスケジュールについて提出いたしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後4時10分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後4時12分)

○宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

(散会時刻 午後4時12分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成31年3月5日(火) 2日目

午前10時01分 開議
午後 3時48分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員(8名)

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員(0名)

○参考人(0名)

○説明員(15名)

建設部長	新垣 勉
建築課 指導担当技査	當山 綾
下水道施設課 課長	呉屋 武
総務企画課 企画係長	玉元 智
下水道施設課 下水道整備係長	高宮城 淳
行政改革推進室 行政改革推進 担当主査	饒平名 直
税務課 課長	津波古 良幸
市民課 課長	津島 美智子

建築課長	中本 益丈
上下水道局 次長	石川 康成
総務企画課 課長	與那原 類
総務企画課 経理係長	喜友名 達也
行政改革推進室 室長	宮城 恵美
I T 推進室 室長	山口 久美子
市民経済部 次長	伊佐 英明

○

議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 議案第 7号 平成 30 年度宜野湾市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- (2) 議案第 8号 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- (3) 議案第 16号 平成 31 年度宜野湾市水道事業会計予算
- (4) 議案第 17号 平成 31 年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (5) 議案第 18号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第 21号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (7) 議案第 19号 宜野湾市印鑑条例及び宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

第420回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成31年3月5日（火）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

【議題】

議案第7号 平成30年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第1号）

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 国庫補助金の約50%の減額について、こういったことは過去にもあったのか伺いたい。
- 上下水道局次長 国庫補助金の要望時点では、毎年前々年度から要望を出すのが、まず第1回目の内示を受け、その段階では防災・震災の復興費に充てるということで内示額が削減される。これが平成25年ごろからそういう状況が現在まで繰り返されている。
- 伊佐哲雄 委員 近年自然災害が多いのは承知しているが、補助金が50%しか出ないことで、事業への影響ははかり知れないのではないか。実際に水を供給する事業において市民へ影響を及ぼすことはないのか。
- 上下水道局次長 現在敷設されている水道管の状況は良好な配管状態ではあるが、年々耐用年数を超えてくる管もある。現在の地震が起きない状態での供給に関しては問題ないと考えている。ただし、いつ災害が起こるかはわからないので早期に耐震化を図る考えを持っているが、それが先送りになる懸念は持っている。
- 宮城司 委員 耐震化等の話があったが、実際に実施しようとしていた事業の内容について伺いたい。
- 上下水道局次長 水道事業の整備計画について、現在アセットマネジメントを基にして水道施設整備を国に補助金要求の過程で求めている。一つ目には、大口径の基幹管路の新設事業、道路事業や区画整理等の新設工事、既設管の老朽化更新にあわせた耐震化を実施している。この件については経営戦略等においても詳細な計画を提示していく予定である。
- 宮城司 委員 既設管については現在も使用しているので影響はないと思うが、西普天間住宅地区等の新設工事についてはおくれると理解してよいか。
- 上下水道局次長 現在その事業計画を進めているところであるが、当初西普

天間住宅地区においては普天間高校の移転を伴うということで、その事業計画で進めていた。平成30年3月には住宅地になるということで基地政策部、建設部市街地整備課のほうで変更になっており、事業計画、配管計画の見直しを行っている。それが平成32年に国庫補助の適用ができるかどうかを再評価という形で進めていくが、西普天間住宅地区の事業計画にあわせた執行を県、国に求めてまいりたい。

- 宮城司 委員 今回の減額による西普天間住宅地区の事業に与える影響は具体的にどのようなものがあるか。
- 上下水道局次長 この減額については、現在行っている工事の設計委託であり、ここには西普天間住宅地区に影響する額は含まれていない。
- 濱元朝晴 委員 減額された2億736万円の影響を受ける箇所を資料をいただきたい。
- 上下水道局次長 事業計画においては、市内全域にわたって実施するところもあり、事業は税抜きで85億円ほどを要し、この事業の予算配分の中で金額に見合ったところを優先的に選択しながら進めるため、どこが減額になった、どこを新たにするというところはその都度変更が生じており、場所をお答えするのは困難である。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第8号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第4号）

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員 先ほどの説明の中にあつた補正減となった箇所を再度伺いたい。
- 下水道施設課長 一つは宜野湾11号関連の雨水基本計画、もう一つは中原雨水支線の実施設計業務委託の入札残に伴い減額している。
- 真喜志晃一 委員 元となる工事がおくれているために調査が進まないことによる執行残という認識でよいか。
- 下水道施設課長 中原雨水支線については、予算と落札額との間に差があつたためである。宜野湾11号については、当初宜野湾側又は中原側については、既設の市街地については雨水を基地のほうに流している。その状況の中、宜野湾11号が整備されることにより、旧市街地より少し高くなることで水の流れが少し悪くなるため雨水の基本計画策定を検討していた。現在国と調整し

ている中で、当初は補助金を受けて検討していく計画であったが、巡回道路を横断している既設の雨水ボックス、雨水管があるが、それを国のほうで改良をしていくということになり、雨水の処理については緩和されることになるため、それに伴い雨水計画の見直しが必要になった。そこで、いったんは取り下げた上で国のほうで整備されることにより解消されることになるためその経過を見ていくということになった。

- 宮城司 委員 宜野湾11号の雨水基本計画の事業費について伺いたい。
- 下水道施設課長 同事業の総事業費については、当初2,000万円ほど予定しており、そのうち補助が1,300万円、一般財源からの負担分が700万円となっている。
- 宮城司 委員 2,000万円については全額事業ができなかったということで理解してよいか。
- 下水道施設課長 国のほうで既設ボックスを改修していくため、全額を減とし、今後の雨水の状況を見ていくことになる。
- 宮城司 委員 宜野湾11号が高くなるため雨水の流れが悪くなると説明があったが、これは最初から予見されたことではないのか。
- 下水道施設課長 宜野湾11号の設計時点でその対策を取ってほしいと国には要望はしていた。その中で、巡回道路は先行して整備していたことから、市としては補助を受けながら雨水対策の基本計画を検討していく予定であったが、今年度に入って国のほうから既設ボックスを改修していく話が出た。そこで基本計画についてはいったん取り下げて回収状況を見ていくこととなった。
- 宮城司 委員 雨水対策の解決策は見えているのか。
- 下水道施設課長 国の報告によると、改修により雨水対策は解決することである。市としてもその状況を注視し、浸水等がないか確認していく。もし今後浸水等があるようであれば新たに国と調整を行うことになる。
- 上里広幸 委員 計画見直しの箇所を確認したい。
- 下水道施設課長 先述した宜野湾11号の雨水計画の見直しである。
- 上里広幸 委員 宜野湾11号については全般的な見直しなのか。それとも部分的なものなのか。
- 下水道施設課長 雨水基本計画の見直しであって、排水的に検討する箇所が2カ所あり、それについて国が改修していくということになった。場所については、一つは宜野湾側、いこいの市民パークや沖国大寄りのところであり、もう一つは、宜野湾自動車学校の後ろ側となっている。
- 上里広幸 委員 国が整備していく事業は、宜野湾11号が平成31年度に供用開始となる予定だが、それがおくれるということか。

○市街地整備課長 国の改修については現在進めているところであり、今年度で完了すると報告を受けており宜野湾11号の完成前には改修されると思われる。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

【議題】

議案第16号 平成31年度宜野湾市水道事業会計予算

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員 大口利用者が減ったとのことだが、それについて伺いたい。
- 上下水道局次長 大口利用者の数が減ったわけではなく水の運用が変わったことによる。水道事業とは別に独自で水をつくり、専用水道を運用するところがでている。アロマ温泉、ラウンドワン等であり、上水のみならず自己水源でもって自ら水をつくり運用している制度である。また、個人家庭でも大口の利用者である個人事務所等でウォーターサーバー等の利用がふえ、需要量が減っているところである。
- 真喜志晃一 委員 予算書第4条に記載のある減債積立金について伺いたい。
- 上下水道局次長 減債積立金については、企業債に充てる償還金の積み立てである。過年度分、当年度分の損益勘定留保資金は、3条で収益を得た剰余金の留保資金、利益剰余である。消費税及び地方消費税資本的収支調整額については、消費税の調整額が収入支出の段階で出てくるが、そこで余剰が出た場合にこれを充てていく。減債積立金については、これまでも償還分について、あと2億5,000万円ほど企業債償還があるため、それに充てるための費用を積み立てている。
- 真喜志晃一 委員 資本的収入と支出で3億4,000万円の赤字ということだと思うが、これが今後も続くのか。収益に関しては過年度分と当年度分で使っているようだが説明を伺いたい。
- 上下水道局次長 不足分について資本的収支については赤字というわけではなく資金不足である。資金不足については、3条の収益的収入及び支出の中で純利益として1億9,000万円ほど出ている。これが、補填する部分の損益勘定留保資金の部分にあたる。そこを充てても不足する部分については、建設改良積立金等の内部留保資金が積み立ててあるためそれを充てることになる。
- 真喜志晃一 委員 建設改良積立金等の留保資金はずっとそこから充てられるものなのか。

○上下水道局次長 3条の収益的収入及び支出のところで余剰が出た場合、それを減債積立、建設改良積立なりに決算の中で議決をいただき、積み立てていく。現在のところは継続して積み立てができていますが、今後工事の量が多くなると取り崩しも多くなると考えられることから、今後常時その金額があるということではない。

○又吉亮 委員 他の予算と違う条立ての記載なので、口頭で減額となっていると言われても、何と比較して減となっているのかがわかりにくく書き取りをしていくにも限界がある。また資本的収入及び支出の中で減債積立金等の記載があるが、原資の数字がどこに記載されているのかわからない。もう少しわかりやすくできないか。

また、3ページの収益的収入の1款3項2目の過年度損益修正益の備考にズケラン基地給水に係る消費税還付金等とあるが、これは西普天間住宅地区が返還された以後も一部宜野湾市が給水しているところがあるということか。

○上下水道局次長 予算書について比較対照等ができないことについては申し訳なく思っている。今後の改善については、参考資料等で対応できるか検討してまいりたい。

ズケラン基地給水に係る消費税還付金等については、西普天間住宅地区の返還部分については現在外している。現在瑞慶覧基地においては、北中城村、北谷町、沖縄市、宜野湾市の四市町村共同で供給している。基地給水に関しては、収入を北中城村が徴収しているが、受水量に関してはいったん消費税が発生しており、供給する場合には、基地に対しての消費税は賦課されない。その分の消費税を払っていないことで、北中城村より消費税の還付がある。現在は、西普天間の返還地を除いた軍病院からコリドー地区までの宜野湾市の部分まで供給しており、その割合について1款1項2目その他営業収益の施設提供対価料として北中城村より基地給水についての対価料を受け取っている。

○又吉亮 委員 一度北中城村が全て給水をして、それから四市町村に配分し供給しており、北中城村より受けた時は消費税がかかるが、基地給水には消費税が賦課されないためその分にかかる消費税の還付を北中城村より受けるという認識でよいか。

○上下水道局次長 そのとおりである。

○宮城司 委員 給水栓数は3万1,750栓とのことだが、前年度比はどうなっているのか。

○上下水道局次長 区画整理や新築の増により約700から800ほど増になっている。また、二世帯住宅にしてメーターを分ける等でふえているところもある。

○宮城司 委員 給水栓数がふえたにも関わらず使用料が減っているのは節水

等の影響によるものか。

- 上下水道局次長 一人当たりの節水効果が一番の要因と考える。
- 宮城司 委員 さきほど話のあった施設提供対価料について、これは瑞慶覧基地のみなのか、普天間基地はどうなっているのか。
- 上下水道局次長 普天間基地については、直接宜野湾市からの供給となっており、変動についてはそれほどない。施設提供対価料は瑞慶覧基地に関するものである。普天間基地については給水収益が入ってくる。
- 宮城司 委員 普天間基地からの収入について詳細を伺いたい。
- 上下水道局次長 普天間基地からの収入は水量が61万2,700トン、年間1億7,746万円程度を見越している。
- 宮城司 委員 普天間基地の栓数は一つなのか。
- 上下水道局次長 神山のほうから1カ所のみ給水となっている。
- 宮城司 委員 単価は同じと理解してよいか。
- 上下水道局次長 基地については、消費税は賦課されないが、基本料金については一番高い官公署等の料金が適用されている。
- 宮城司 委員 26ページの1款3項2目の投資有価証券償還金に有価証券満期による償還金とあるが、有価証券の詳細を伺いたい。
- 上下水道局次長 国債及び大阪府債等の地方債など、公共的な債権を購入して運用している。この1億円に関しては満期で戻ってくる予定である。
- 宮城司 委員 国債及び地方債は全部で1億円なのか。それともほかにもあるのか、それはどこに記載されているのか伺いたい。
- 上下水道局次長 13ページの(3)投資に投資有価証券が記載されており、1億円が戻ってくるので、8億8,781万6,767円となっている。これについては20年国債としており、期日等には記載はないが、今後利息を受けながら、満期の際は戻ってくる予定である。
- 宮城司 委員 利息についてはどこに記載されているのか。
- 上下水道局次長 3ページの1款1項2目営業外収益の受取利息に記載される。
- 宮城司 委員 24ページの委託料について、明細がわかる資料をいただきたい。
- 上下水道局次長 備考欄ごとの金額に関する資料を提出いたしたい。
- 伊佐哲雄 委員 3ページの受託業務収益について、3,000万円から2,600万円の減で400万円になったとのことだが詳細を伺いたい。
- 上下水道局次長 以前は下水道事業は、建設部の下水道課が担当しており、下水道使用料は水道料金のメーターを基に調定を起すすが、検針費及びそれに関わる共通費用を加算して、事務受託費として下水道予算から受託していたが、それが1件当たり200円となっていた。組織統合により、業務サービス

課に1人配置しており、共通する部分については費用が発生しない観点から、1件あたり200円を最低必要分の24円に改めた。

- 伊佐哲雄 委員 それは事業統合の成果という理解でよいか。
- 上下水道局次長 そのとおりである。
- 真喜志晃一 委員 1ページ第4条の当年度分損益勘定留保資金の当年とは平成31年度のことか、それとも平成30年度か。
- 上下水道局次長 平成31年度予算であるので、同年度のことである。
- 真喜志晃一 委員 第3条の水道事業収益22億2,942万1,000円から水道事業費用21億2,026万9,000円を差し引いても、当年度分損益勘定留保資金1億9,573万5,000円にはならないが、これの計算方法を伺いたい。
- 上下水道局次長 3条における純利益1億915万2,000円については、収益と費用の差し引きのみである。費用の中には減価償却費が含まれており、これには現金の移動はない。この減価償却費は外部留保資金として後の建設改良費等内部留保資金に積みあがってくるため、この金額のみではなく、減価償却費も含めて損益勘定留保資金となる。
- 真喜志晃一 委員 減価償却費はどこに記載されているのか。
- 上下水道局次長 4ページの1款1項5目減価償却費2億5,576万5,000円が記載されている。これについては現金の移動がない。帳簿上これについては外部留保として充てていくためその分が加算される。
- 真喜志晃一 委員 利益と減価償却費分の一部を足して当年度損益勘定留保資金1億9,500万円余にしているということか。
- 上下水道局次長 利益と減価償却費を加算した額から当年度分を充てていくのが1億9,500万円余になる。全額を充てていくわけではなく、残りは次年度の積み立てに剰余金として積み立てていく。
- 真喜志晃一 委員 過年度分損益勘定留保資金7,829万4,000円について、当年度分を使ったら平成32年度に関しては、過年度分の損益勘定留保資金はゼロと考えてよいか。
- 上下水道局次長 全額を使えばそのとおりであるが、差し引き等また長期前受金戻入という現金が動かない収入等もあり、積み立てに回す等経理上の仕分けが必要になるため、ゼロにならないように進めていきたいと考えている。
- 真喜志晃一 委員 利益と減価償却費分の一部を足して当年度損益勘定留保資金1億9,500万円余にしているということか。
- 上下水道局次長 利益と減価償却費を加算した額から当年度分を充てていくのが1億9,500万円余になる。全額を充てていくわけではなく、残りは次年度の積み立てに剰余金として積み立てていく。
- 真喜志晃一 委員 平成31年度で出た利益を全部1億9,500万円余に充ててい

るわけではないという理解でよいか。

- 上下水道局次長 そのとおりである。
- 真喜志晃一 委員 別件になるが、以前県企業局と市のメーターの値に差が出ているとの説明があったが、現在の状況を伺いたい。
- 上下水道局次長 その件については、現在調査・協議中である。そのため、現在のところ差し引きの有収率が以前のまま1ポイント程度下がっている状況である。
- 宮城司 委員 有収率の他市との比較及び投資有価証券及びその他の投資の投資先の資料をいただきたい。
- 上下水道局次長 提供いたしたい。
- 濱元朝晴 委員 資料の平面図の国庫補助事業と単独事業の予算はどこに記載されているのか。
- 上下水道局次長 主要な建設改良工事3億8,883万円の内容であり、27ページの1款1項1目の工事請負費に該当する内容である。
- 濱元朝晴 委員 トータルで3億8,883万円であるが、個別の事業費はわかるのか。
- 上下水道局次長 個別の事業費については、現在のところ概算での事業費を計上しており、新たに新年度単価での設計費用を算定するため、概算額であれば資料を提供いたしたい。
- 米須清正 委員 水道事業と下水道事業が組織統合しているが、それぞれの仕事の内容の一覧資料があればいただきたい。
- 上下水道局次長 それぞれの事務分掌については、例規で提示しているので、それを提供いたしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時04分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時14分)

【議題】

議案第17号 平成31年度宜野湾市下水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○真喜志晃一 委員 昨年組織統合があつて、予算書の表記方法が変わっている

が今後も同様なのか。

- 上下水道局次長 公営企業の予算書作成は条立てとなっており、これについては変更できないため、末尾の参考資料に手を加えて一般会計等と近い表記の仕方を検討いたしたい。
- 宮城司 委員 第2条に排水戸数が3万5,517戸とあるが、水道事業では給水戸数が3万1,750栓だった。その差をどう理解すればよいか。
- 上下水道局次長 給水栓数は水道メーターの契約件数であり、アパート等では一括して給水しているところもあり、1世帯に一つの給水でそれぞれ料金を二つに分けている連合栓もあり、その場合は1栓として計上しているが、排水戸数については接続している世帯数で計上している。
- 宮城司 委員 第3条の第1款第1項営業収益8億8,764万5,000円について、これについても水道事業の営業収益と比較するとかなり差がある。この算定方法について伺いたい。
- 下水道施設課長 下水道の使用料については水道の場合と違い、単価的に下水道のほうが三分の一程度となっており、また普及率も80%と全世界帯に接続しているわけではない。そこで水道事業との差が出ている。
- 宮城司 委員 下水道の接続率についての他市との比較資料をいただきたい。
- 下水道施設課長 提供いたしたい。
- 伊佐哲雄 委員 宮城司委員から質問があった排水戸数と給水栓数の差について、もう一度詳細な説明を伺いたい。
- 総務企画係長 市民課が保有している住基台帳の情報とは連動しておらず、独自の台帳システムを保有しており、地区ごとの世帯数については市民課から資料を提供してもらっており、その比率を出しているが若干の差が出てくる。水道は栓数であり、アパート等では1栓のみの接続であれば1をカウントするが、下水道ではその世帯数をカウントするためどうしても差が出てくる。
- 伊佐哲雄 委員 下水道の契約は契約書等はなく、カウントの仕方としては、給水が1栓しかない場合でも、排水はその世帯数全部をカウントするという理解でよいか。
- 総務企画係長 そのとおりである。
- 又吉亮 委員 3ページの第10条の他会計からの補助金で下水道事業を助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額と記載があるが財政の厳しい一般会計からではなく黒字でゆとりのある水道事業会計から繰り入れることはできないのか。
- 上下水道局次長 地方公営企業法により水道事業会計から下水道事業会計への補填は禁止されている。それについては、国の法律が改正されれば検討し

ていくが現在のところできない状況である。

- 宮城司 委員 スtockマネジメント計画について、今後標準的耐用年数を迎えることで更新計画があるが、雨水についても50年が経つと替えなければならないとする法律があるのか伺いたい。
- 下水道施設課長 現在Stockマネジメント計画を3年計画で策定しているが、今年度が初年度、次年度が2年目となっている。これについては全ての施設を対象としており今後50年を迎えるがまず健全度を調べていく。例えば、海沿いの箇所については塩害を受ける、陸側はさほどでもないといったように健全度を調べ、その施設が完全に危険というのであれば取りかえを行うが、その前に内部コーティング等の延命化を行う等を進めていく。全てを取りかえていくのではなく、その施設の健全度に応じて判断していくということになる。
- 宮城司 委員 平成30年度では大丈夫のようだが、10年後20年後には単年度改築更新費が12億円にもなっている。これを見ると、雨水管がかなりのウエイトを占めている。これは全部を取りかえた場合これだけの費用がかかるという理解でよいか。
- 下水道施設課長 そのとおりである。耐用年数が経過し取りかえとなれば単年度で12億円程度かかるが、先述したように現在Stockマネジメントを策定中であり、健全化も調査して適正な維持管理の仕方を検討していくため、なるべく費用を抑えられるようにしてまいりたい。
- 宮城司 委員 大山7丁目雨水事業の今後の予定について伺いたい。
- 下水道施設課長 現在Stockマネジメントを策定して、その認定を受けて初めて改修するため、大山雨水については3年後、平成32年度までに策定後、雨水の改修に入っていく。
- 伊佐哲雄 委員 4ページの雨水処理負担金1,570万4,000円について、一般会計から毎年負担をしていくと理解してよいか。
- 上下水道局次長 下水道事業については、汚水処理と雨水処理の二つの事業を行っており、汚水処理については原則使用者・受益者負担となっているが、雨水処理については公的な費用でありそれについては一般会計の負担金として常にいただくことになっている。
- 伊佐哲雄 委員 先述していた公営企業の原則はこれには当てはまらないのか。
- 上下水道局次長 会計は一つにしているが、事業としては土木事業になるため一般会計から負担する部分となっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。
その間休憩いたします。(午前11時53分)

◆午後の会議◆

- 宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時00分)
これより午後の会議を進めてまいります。

-
- 建設部次長 昨日審議いただいた議案第22号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例に関する答弁中、那覇広域都市計画事業の対象地域について誤りがあったため修正させていただきたい。正しくは、南城市と八重瀬町の一部を除いた南部地域及び北中城村までの中部地域が対象となっており、北谷町は含まれていない。

【議題】

議案第18号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 宜野湾市上下水道事業包括的業務委託業者選定委員会は4月1日に立ち上げるとのことだが、いつ頃から業務委託を開始する予定なのか伺いたい。
- 総務企画課長 包括的業務委託のスケジュールについては、当初平成32年の4月から開始を検討していたが、昨年4月の組織統合に伴い事務所スペースが非常に狭隘となっていることから、平成33年の4月から包括的アウトソーシングを開始していきたいと考えている。その間に庁舎の改修をしてまいります。
- 伊佐哲雄 委員 まだ先の話のようだが、委託をする業務の内容等については、これから同委員会において審議した上で決定するという理解でよいか。
- 総務企画課長 どの程度の業務を委託していくかについても、同委員会にて諮っていくことになっている。
- 真喜志晃一 委員 各委員会・審議会の委員の選任方法について伺いたい。
- 建築課長 資料1において宜野湾市空家等対策審議会の委員数10人、任期2年、委員構成案として自治会長会、那覇地方法務局、沖縄弁護士会、沖縄行政書士会等の委員の方々を想定している。

- 真喜志晃一 委員 それぞれの会に推薦依頼をする予定という認識でよいか。
- 建築課長 自治会については会長の予定であるが、具体的な選定方法は規則等で定める予定である。
- 真喜志晃一 委員 上下水道事業包括的業務委託業者選定委員会や料金等審議会の学識経験者の選定についてはどうか。
- 総務企画課長 委員の構成については、10人以内と記載はしているが、実際には6人程度を想定している。そのうち利用者代表が3人、学識経験者が3人程度を想定しており、学識経験者は行政学や地方公営企業法の知識を持った大学教授等に依頼したいと考えている。人選については沖縄国際大学の教授等にこれまでも知見を活用させていただいていることもありそのあたりを想定している。また、料金等については、財務精通者の観点から税理士や公認会計士等の有資格者を想定しているが、人選についての具体的案はまだない状況である。
- 真喜志晃一 委員 学識経験者については、これまでつながりのある方に打診するという形になるのか。
- 総務企画課長 人を限定しているわけではないが、専門知識のある方、又は宜野湾市の状況を把握している方がいいのではないかと考えている。
- 建設部次長 空家等対策審議会の補足であるが、空家等対策の推進に関する特別措置法があり、それに基づいて市町村が同審議会を設置できることになっているが、構成員として地域住民、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者とあることから、多岐にわたる専門の方を選定している。
- 又吉亮 委員 空家等対策審議会の委員構成については、規則を制定する中で決めていくという認識でよいか。
- 建築課長 そのとおりである。10人以内とあるが人数等については今後規則で検討いたしたい。
- 又吉亮 委員 同審議会は年間開催予定が1回とあるが、これはどの年度の予定なのか。
- 建築課長 平成31年度については、空家等対策の計画策定の審議のために3回から4回の開催を予定しているが、それ以降の開催については年1回程度を予定している。
- 又吉亮 委員 同審議会は計画策定後も存続するということか。
- 建築課長 計画策定後もその推進について審議していただくことになる。
- 又吉亮 委員 委員について、資料には委員構成が列記されており、任期は2年とのことだが、その中の宜野湾市自治会長会の会長は1年限りのため規則の中で柔軟に対応できるようにしてもらいたい。
- 上里広幸 委員 第3条の改正で「規則」の次に「等」を加える改正があるが、

規則のほかには何があるのか。

- 行政改革推進室長 上下水道局は規則ではなく規程であり、それを含めたものになっている。
- 上里広幸 委員 条例等は通常このような表現方法になっているのか。
- 行政改革推進室長 法制執務担当とも協議の上で決定した表現となっている。
- 伊佐哲雄 委員 規則と規程の違いについて伺いたい。
- 行政改革推進担当主査 規則は条例に基づくものだが、今回の規程は上下水道局内に限った内部的な規定となっている。公営企業法第10条により企業管理規程を定めることになっており規則ではない。
- 伊佐哲雄 委員 イメージとしては、規則は固定されたもの、規程は若干弾力的に運用されるものなのか。
- 行政改革推進担当主査 規程は対象となる範囲が狭く、規則は幅広いという認識でよいかと思われる。
- 宮城司 委員 空家等対策の推進に関する特別措置法の平成26年制定からすでに5年が経っており、平成31年に計画策定することだがこの5年間の時系列的な説明、そして今後どのようなスケジュールになっていくのかを伺いたい。
- 建築課長 これまでの取り組みについては平成29年度より政策事業として取り組んでおり、空家等に関する県外研修等を実施しており平成30年度に向けた補助金要望を行い、今年度は空家等の実態調査の委託を行い、現在その精査を行って次年度の対策計画に向けて準備をしているところである。対策計画の策定後は、計画の中で事業期間を設定していく予定であり計画に基づいて運用していくことになる。
- 宮城司 委員 今年度の実態調査の結果について資料提供は可能か。
- 建築課長 実態調査については年度内で取りまとめを行っている状況であり、整理後に提供いたしたい。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時36分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時38分）

【議題】

議案第21号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

- 伊佐哲雄 委員 仮設建築物とはプレハブ等のことか。その定義を伺いたい。
- 建設部次長 プレハブ等のことであり、仮設的に設ける建物のことを指す。
- 伊佐哲雄 委員 今回の規定を見ると、仮設建築物は1年を超えても許可することができるかとあるが、プレハブ等は10年以上長期にわたって使用しているものもある。それでも仮設建築物といえるのか。
- 指導担当技査 長期にわたって設置されている仮設建築物については、建物は原則として構造計算や用途地域に合致しているか等の建築確認が必要であるが、仮設建築物については短期間であるならばそれらについて緩和規定がある。長期間設置されているものについては建築確認申請を経て設置されているものと考えられる。
- 伊佐哲雄 委員 法的には問題ないという理解でよいか。
- 指導担当技査 手続きを取っていれば問題はない。
- 建設部次長 補足として、今までは1年ごとに許可を得る必要があったが、資料中にあるように東京オリンピック・パラリンピック等の競技大会等で仮設建築物を設置するに当たっては、建築審査会の同意を得て1年を超えて許可できることとなっている。
- 宮城司 委員 接道規定に係る認定制度の新設については、建築審査会の同意を得る手続きが不要になったという認識でよいか。
- 建築課長 資料中に認定の例が示されているが、そのような一定の規定にあてはまれば建築審査会の同意は不要となり手続きが簡素化される。
- 宮城司 委員 仮設建築物について固定資産税はどうなっているのか。
- 建設部次長 税の担当ではないので正確なことは不明である。
- 真喜志晃一 委員 通常建物を設置する際は、建築確認が必要であるが、短期の仮設建築物については、それが不要となるという理解でよいか。
- 指導担当技査 通常審査される内容が緩和されており、一定期間の建物であるため、ある程度の審査でよいということになり審査内容が大分省略されることになる。長期間設置されている仮設建築物については通常の厳しい審査を受けて設置されている。
- 濱元朝晴 委員 接道規定に係る認定制度の新設について、建築審査会の同意を要しないとのことだが、表の2の項2万7,000円は今回新たに規定されているがその説明を伺いたい。
- 建設部次長 議案中の2の2の項で、今までの許可を必要とした場合の金額3万3,000円を規定しており、その上の2の項は新たに許可を必要とせず手続きが簡素化されているため2万7,000円となっている。

- 濱元朝晴 委員 今までの審査より手続きが簡素化されたために2万7,000円となっていると理解してよいか。
- 建設部次長 そのとおりである。
- 濱元朝晴 委員 34の2の項16万円は1年を超えて使用するものについて新たに設定したものという理解でよいか。
- 建設部次長 審査会の審査を経る必要があり、手続きがふえるために新たに設定したものである。
- 濱元朝晴 委員 今までは1年を超えることはなかったために新たに設定したと理解してよいか。
- 建設部次長 そのとおりである。
- 真喜志晃一 委員 仮設建築物で今までであれば、1年で12万円、3年で36万円かかっていたが、今後は16万円を払えば3年設置できるという理解でよいか。
- 建設部次長 そのとおりである。
- 米須清正 委員 仮設建築物の面積要件はあるか。
- 建設部次長 あくまでも大規模な大会等がある場合に、面積ではなく期間によって許可するものである。面積は要件ではない。
- 米須清正 委員 選挙事務所でプレハブを利用する等についてはどう理解すればよいか。
- 建設部次長 あくまで準備から開催まで1年を超えるような大きな大会の仮設建築物が対象であり、選挙事務所等短期間のものは毎年更新が必要となる。
- 宮城司 委員 接道規定に係る認定制度の新設について、例として農道等とあるが農道以外にどのようなものがあるか。
- 指導担当技査 下水道用管理用地や里道等を想定している。その場合、下水道用管理用地であれば地中に管があるため車両等に通行してほしくない場合もあるため、管理者の同意が必要となる。
- 宮城司 委員 ボックスカルバートが入っている箇所来接道している場合は建築可能と理解してよいか。
- 指導担当技査 それも管理者が同意した場合に限るため、全部が全部可能というわけではない。
- 真喜志晃一 委員 仮設建築物には仮設住宅も含まれるのか。
- 建設部次長 先述したように数年かかるような大規模な大会等の仮設建築物が対象であり、住宅等の仮設建築物は今までのように1年単位でしか許可はできない。
- 真喜志晃一 委員 大会やイベント等に特化した規定と認識してよいか。
- 指導担当技査 国際的規模の大会や会議等、相当の理由が必要であると国か

らの技術的助言もあった。

- 真喜志晃一 委員 それに該当するか否かの判断は市が行うのか。
- 指導担当技査 特定行政庁と建築審査会にて行う。
- 又吉亮 委員 通常の仮設建築物は1年を超過しても申請手数料はかからないが、仮設興行場等については1年を超過すると申請手数料がかかるという認識でよいか。表の34の項の改正で「仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料」とあることから、これには通常のプレハブ等も含まれるのではないのか。また、34の2の項においては仮設建築物については記載がないことから、1年を超えても仮設建築物についてはこれには該当せず、通常どおり1年を超えての申請は必要なく、あくまで国際大会等大規模なイベントがあった際の規定という認識でよいか。
- 指導担当技査 仮設建築物と仮設興行場の違いは、興行場はイベント用のもので、仮設建築物は1年限定というものではあるが1年及び工事期間までは延長できる。たとえば学校校舎工事等は1年で終わらないこともあるためその場合の許可は34の項に基づいて出している。それを超過する場合も34の項で出している。
- 又吉亮委員 34の2の項に34の「仮設興行場等又は仮設建築物の建築許可申請手数料」の規定を入れてしまうと、学校等1年以上使用する仮設建築物にも適用されてしまうため入れていないという認識でよいか。
- 指導担当技査 国の建築基準法改正にあわせての改正であり、国のイメージとしてはオリンピックにあわせて新設した規定であり、長期間の許可を得るためには相応の理由が必要であり、今回は国際的にも必要なため改正されている。相当の理由がないものについては従来の許可で行うことになる。長期間の許可は、許可する側も安全を担保できないことから、相応の理由に該当しないものは含まれないことになる。
- 真喜志晃一委員 34の2の規定はオリンピック等に関連するものであり宜野湾市にはあまり影響のない規定との認識でよいか。
- 建築課長 そのとおりである。志真志小学校等のプレハブについては34の規定を適用している。
- 伊佐哲雄委員 オリンピック等を想定した規定ということで、宜野湾市には対象となりそうな事案はないと理解してよいか。
- 建設部次長 将来的にも全くないとは現時点ではいえない。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

-
- 宮城克 委員長 休憩いたします。（午後3時03分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 3 時 1 3 分）

【議題】

議案第 1 9 号 宜野湾市印鑑条例及び宜野湾市手数料条例の一部を改正する
条例について

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員 自動交付機を廃止して、コンビニ等で住民票等が取れるようになるとのことだが、自動交付機のメンテナンス費用等が不要となって予算的には今後減となっていくのか。
- IT推進室長 自動交付機については1年間の保守費用が約300万円程度であった。コンビニ交付サービスは平成30年1月から稼働しており、平成29年度にシステム構築を行ったが、その際の費用が約2,800万円、コンビニ交付の取りまとめを行っているJ-LISへの負担金が年間約770万円となる。予算的にはむしろ増となっているが、これまで市内3カ所のみでの利用であったものが、全国5万3,000店舗で利用できることから1台あたりの費用は減となっていると考える。
- 真喜志晃一 委員 コンビニ交付には、マイナンバーカードが必要となるが、市内のマイナンバーカードの交付率は一桁台であったと記憶している。マイナンバーカードの申請者増のための取り組みについて伺いたい。
- 市民課長 市内のマイナンバーカードの交付率は平成31年1月末現在で9.08%、枚数としては8,931枚の交付となっている。交付率の伸び悩みに対し、平成31年11月よりマイナンバーカードの申請の際に必要な写真を備えつけのタブレット等で撮影し、申請の手伝いを行う申請補助サービスを実施している。12月末までの2カ月間で約100名の申請があった。現在も1日4件ほど申請を受けており同サービスは今後も継続していく予定である。また、コンビニ交付にはマイナンバーカードが必要であるという広報にも力を入れている。
- 真喜志晃一 委員 申請補助サービスを実施する以前とはどれくらい申請数に違いがあるのか。
- 市民課長 申請から交付まで1ヶ月ほどかかるため少々ずれがあるが、10月の交付枚数が166枚、11月が199件であったものが、11月のサービス開始後の交付となる12月は224枚と右肩上がりになっている。
- 真喜志晃一 委員 提案になるが、市民課窓口へ住民票等を取りに来た方に申請補助サービスの広報チラシを配布してはどうか。

- 市民課長 11月のサービス開始にあわせて、転入転出された方に対しマイナンバーカードの申請書を交付すると共に申請補助サービスの案内も行っている。その場での申請希望があればそのまま窓口へ案内している。
- 市民経済部次長 補足となるが、自動交付機に関しては平成31年3月までは稼働しており、繁忙期の3月には通常の倍となる6,000件の利用がある。その繁忙期を通じて広報にも力を入れてまいりたい。
- 伊佐哲雄 委員 マイナンバーカードの交付率が、平成31年1月末現在で約9%とのことだが、9割以上の市民がマイナンバーカードを取得していないことになる。普及が進まない要因について伺いたい。
- 市民課長 必要性を感じていないことが大きいと考える。コンビニ交付等マイナンバーカードで受けられるサービスが拡大しているが、身分証明書は運転免許証があるから不要、これ以上カードをふやしたくない等の声もある。
- 市民経済部次長 申請手続きが煩わしいとの声もあるが、住民票は現在でも市役所窓口で申請することはできるが、手数料が300円かかる。コンビニ交付は200円となっており、そういう利点をアピールしてまいりたい。コンビニ交付の月平均利用数は220件程度だが、昨年6月頃から徐々に増加傾向にある。
- 伊佐哲雄 委員 9割以上の方が取得していない中、今年度3月31日をもって自動交付機サービスを停止するのは時期尚早ではないか。
- IT推進室長 自動交付機は平成24年度から稼働しているが、機械の保証期間が5年となっており、それを超えると1年ごとに契約延長していくことになる。現在7年利用しているが、5年の期間が満了となる平成29年以降いつまで契約が可能か確認したところ、現在の自動交付機は平成30年度までしか延長はできず、それ以降は新たなシステムの構築が必要になるとのことだった。保守契約に年300万円ほどかかっていたが、新たなシステム構築となると3,000万円ほどかかる。市の財源が限られている中、3,000万円かけてシステムの再構築をするかどうかを平成28年度当時検討したが、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスが全国でも普及しており、また国からの推奨もあり特別交付税措置の導入でランニングコスト保守に3年間対応可能であったため、この機会に全国5万3,000店舗でも利用でき、利用時間ものびるコンビニ交付サービスを自動交付機に代わるサービスとして導入を決定した。
- 伊佐哲雄 委員 コンビニ交付サービス導入に係る経緯等の資料を提供いただきたい。
- IT推進室長 提供いたしたい。
- 伊佐哲雄 委員 9割の市民がマイナンバーカードを取得していない中、自動交付機を停止すると、繁忙期において市民課窓口が混雑するおそれがある。

それに対する市民への説明をどのように行っているのか。

- 市民課長 自動交付機の停止については、市報、ホームページ、コンビニ交付の広報チラシにも表記しており3台の自動交付機にも表示している。市民課窓口で配布している封筒にもこの1年間表記しており広報は行っている。
- 伊佐哲雄 委員 頻繁に来所する市民ばかりではない。窓口をふやす等の対応策を検討しているのかを伺いたい。
- 市民課長 広報が行き届かなかった市民に対しては窓口にて説明と謝罪が必要と考えている。現在窓口は委託しているので、委託業者とも丁寧に説明していく旨調整をしている。
- 伊佐哲雄 委員 他の市における状況はどうか。
- IT推進室長 コンビニ交付サービスについては、住基カードの利用で南風原町が平成25年度導入しており、マイナンバーカードの交付が平成28年1月から開始した際、それを機にマイナンバーカードの利用もできるようにしている。県内でも14市町村がすでに稼働しており、当市は今年度までは並行稼働であったが、自動交付機に関してコンビニ交付サービスの導入を機にすぐに停止しているところもある。
- 伊佐哲雄 委員 自動交付機、コンビニ交付サービスの他市の状況の資料を提供いただきたい。
- IT推進室長 確認のうえ資料を提供いたしたい。
- 又吉亮 委員 マイナンバーカードの申請手続きにはどれほど時間がかかるのか。
- 市民課長 申請補助の場合、写真を撮影し必要な事項を入力して送信するのに平均20分程度かかる。申請後1ヶ月程度で役所にマイナンバーカードが届くので、所要な処理を行ったのち本人に受取り連絡のハガキを郵送の上、取りに来ていただくことになる。
- 又吉亮 委員 住民票等を取りに来て長蛇の列があった際、マイナンバーカードを取得の利便性を案内し、申請補助の窓口をふやすことまで検討しているのか。
- 市民課長 現在タブレットを使って申請補助を行っているが、2台しかないため限りがある。また、撮影場所も臨時的に設営している場所であり窓口のカウンターも狭隘なため対応できる人数に限りがあることから、現在増員については検討していない。申請補助サービスを行っていく中で手続きに慣れて手続きのスピードも上がっており、対応できる人数もふえていることから、しばらくはそれで様子を見たいと考えている。
- 宮城司 委員 コンビニ交付サービス以外のマイナンバーカードの利用について伺いたい。

- I T 推進室長 国がマイナポータルというサービスを提供しており、福祉部門の申請やお知らせ機能があるサービスであるが、例えば児童手当等の申請についてこれまで窓口に来ないといけなかったものが、マイナンバーカードで本人確認を行った上で電子申請ができるサービスがある。当市もそれを利用できる対応を行っているが実績としてはまだないようである。
- 宮城司 委員 コンビニ以外で住民票等を取得できるところはあるか。
- 市民課長 本島では郵便局にも設置しているところがあるようである。また、先述のマイナポータルのほかに e-TAX という電子申告ができるサービスもある。
- 宮城司 委員 マイナンバーカードで市役所窓口にて住民票等を取得することはできないのか。
- 市民課長 窓口での取得はできないが、本人確認の身分証としての利用は可能である。
- 税務課長 現在税申告の最中であるが、確定申告の還付申告等にもマイナンバーカードの提示を求めている。
- 宮城司 委員 自動交付機は月平均3,339名が利用しているとのことだが、マイナンバーカードの交付率が約9%と低い中では、自動交付機を利用していた一日平均100名以上が窓口に来る可能性がある。その対応策は検討しているのか。
- 市民課長 3月後半から4月中旬が市民課窓口の繁忙期となるが、自動交付機の今までの実績を見ると3月、6月、7月が多かった。3月が一番利用実績が多く4月は半分以下で一番低い月になっている。今回3月末で自動交付機が終了し、こちらも危惧していたが、4月のこれまでの利用状況を見ると、窓口で取得している市民が多かったため、これまでのようになんとか乗り越えたいと考えている。そのあとについては窓口の委託業者と調整しながら人員配置をするのかどうか検討してまいりたい。
- 宮城司 委員 住所異動の際のマイナンバーカードの住所記載の変更はどうなっているのか。
- 市民課長 異動手続きの際にカードを所有していれば免許証のようにカードの裏に記載することとなる。
- 米須清正 委員 12月末現在でマイナンバーカードの交付枚数が8,759枚となっているが、カードの申請は年齢制限等あるのか。
- 市民課長 日本国内に住所を有する方であればゼロ歳から申請できる。ただし、未成年については有効期限が5年間となっている。成人は10年間である。
- 濱元朝晴 委員 マイナンバーカードはどの年代の取得率が高いのか。
- 市民課長 全国のデータになるが、平成30年12月1日現在で一番多い年代は、

65歳～75歳までとなっておりゼロ歳から5歳までの割合は0.7%となっている。

○濱元朝晴 委員 マイナンバーカードの有効期限はあるか。

○市民課長 身分証としての有効期間は10年となっており未成年は5年間である。その都度更新が必要となる。更新の手数料は現在のところ不要である。なお、コンビニ交付には電子証明書をカードに搭載する必要があるが、これの有効期限は5年となっている。マイナンバーカードはマイナンバーののぞき見防止の加工等がされている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後3時46分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後3時48分）

○宮城克 委員長 本日はこれにて散会いたします。

（散会時刻 午後3時48分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 平成31年3月6日（水） 3日目

午前10時01分 開議

午前11時55分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	宮城 克
委員	濱元 朝晴
委員	又吉 亮
委員	真喜志 晃一

副委員長	米須 清正
委員	宮城 司
委員	伊佐 哲雄
委員	上里 広幸

○欠席委員（0名）

○参考人（4名）

黄金宮整備まち づくり振興会	大城 ちえ子
〃	天久 英明

黄金宮整備まち づくり振興会	幸地 進
〃	天久 盛忠

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

議事担当主査	大城 拓也
--------	-------

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- (1) 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- (2) 議案第 18 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第 19 号 宜野湾市印鑑条例及び宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第 21 号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第 22 号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例について
- (6) 議案第 3 号 平成 30 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- (7) 議案第 4 号 平成 30 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- (8) 議案第 7 号 平成 30 年度宜野湾市水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- (9) 議案第 8 号 平成 30 年度宜野湾市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- (10) 議案第 11 号 平成 31 年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- (11) 議案第 12 号 平成 31 年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- (12) 議案第 15 号 平成 31 年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- (13) 議案第 16 号 平成 31 年度宜野湾市水道事業会計予算
- (14) 議案第 17 号 平成 31 年度宜野湾市下水道事業会計予算
- (15) 議案第 23 号 市道の認定について
- (16) 陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について
- (17) 陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

第420回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

平成31年3月6日（水）第3日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。（開会時刻 午前10時01分）

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前10時02分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前10時08分）

【議題】

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

～参考意見聴取～

○大城参考人 黄金宮まちづくり振興会は、黄金宮に係る大謝名区自治会、大謝名団地自治会、上大謝名自治会、大謝名獅子舞保存会、上大謝名まちづくり友愛会の5団体で構成している。今回の陳情に至った経緯は、昭和43年に決定された比屋良川公園整備事業は、平成3年より事業開始され現在計画の97%が完了しており平成33年に事業完了の予定であるが、それを我々地域住民が知ったのは最近のことである。黄金宮については拝所だけが残っている状態であるが、自治会では地域の祈願を行い地域外からも商売の神として祈願に訪れる。資料に比屋良川公園整備事業の完成予想図を載せているが、羽衣伝説の察度の居住地跡である黄金宮の整備は全く記載がない。行政の担当部署が違ふと言われればそれまでだが地域としては残念でならない。また、計画の9施設は、嘉数・真栄原側が6施設、大謝名側が3施設と地域に偏りのある計画となっている。そこで、黄金宮まちづくり振興会では完成している施設の状況とあわせて真栄原から大謝名までの現地調査を実施した。その中で、改めて同事業の疑問点・問題点に気づかされたことから今回の陳情となったものである。

○幸地参考人 比屋良川公園整備事業には、全体の問題と個々の問題があるほか、比屋良川の現状及び黄金宮の問題があると考えている。まず一つが、遊歩道は完成しているがフェンスで遮断されている。二つ目に講習広場はほぼ完成はしているがゲートが閉められている。三つ目に子供広場であるが、周

りに住宅も少なく利用者が少ない。後でアンケートもご覧いただきたい。四つ目に公園管理棟はこれまで利用されていなかったが最近では管理人が入っている。五つ目は、展望広場はこれから整備予定とのことだが、地域はそのことをほとんど知らずまた要望したこともない。近くには保育園もあり車両出入りが混雑する箇所であり交通環境も難がある上に、同広場には駐車場もなく路上駐車がふえるのではないかという懸念がある。六つ目に山谷園との間の土地はすでに購入済みのようなのだがそこは運動広場として位置づけられる予定のようである。七つ目に、先述したように9施設のうち下流の大謝名・上大謝名・大謝名団地・嘉数ハイツ側には3施設しかない。

そして、黄金宮広場の基本計画案について、まず一つ目に黄金宮を残し周辺の自然環境を保全する。黄金宮の拝所は20坪、全体で80坪程度であるが、ここを公園化してほしい。二つ目に、文化財保存を含め察度王の貿易港として利用されていた比屋良川周辺一帯を黄金宮広場として位置づけること。周辺一帯を公園として位置づけてほしい。それには少し広域化しないと公園にはならないと見ている。三つ目に、黄金宮から比屋良川に下りる階段を設置して、比屋良川に沿ってパイプラインまでの遊歩道を設置してほしい。こういう形で公園をつくってもらえれば副次的効果が多く出てくると考える。四つ目に、既設の子供広場付近に橋を架ければ同広場が活かされ、さらに展望広場と連結すれば理想的な公園となる。五つ目に、黄金宮は大謝名獅子舞保存会が管理しており、黄金宮を復元するならいつでも明け渡すとしており周辺の土地の確保においても自治会が関わることも可能である。六つ目に、展望広場へ通じる里道もあり、黄金宮と連結する方法もある。七つ目に、黄金宮広場は海拔41メートルで大謝名自治会が災害時避難場所として指定しており、下流方面の大謝名小学校付近は海拔4メートルであり、大謝名、牧港、宇地泊の住民の避難場所としても最適である。3自治会から避難してくるとなると1,000名程度の人数が見込まれるため現在の黄金宮の面積では収容できないと考えている。

黄金宮広場追加の理由としては、一つ目に黄金宮の消滅を防ぐため公園化による保全が必要である。二つ目に察度王の母親の天女が祀られている森の川公園と同等の施設整備は当然と考える。三つ目に上流域に厚く下流域に薄い施設整備計画、四つ目に黄金宮の川向かいにある子供広場の価値を高めるためにも架橋が必要と考える。五つ目に地域住民は黄金宮広場の整備を要望しており、広場を拡大する理由は十分にあると考える。六つ目に近隣に公園がないため避難場所等に最適である。

展望広場の計画と、我々が提案する黄金宮広場の計画のどちらがいいかについて地域住民にアンケートをとった結果、黄金宮広場に賛成が27人、展望

広場が7人、無回答が5人だった。70%の人が展望広場より黄金宮広場がよいと回答している。そして、展望広場の計画を知らない人が95%だった。そういう状況で計画が進行している。展望広場に反対の人の意見として、交通量がふえる、駐車場がない等があった。

黄金宮広場が展望広場よりも優れている点としては、黄金宮は自治会の避難場所、ラジオ体操等で利用されている。二つ目に黄金宮という名称は、黄金森老人会、大謝名小学校のくがにルーム、こがねのもり保育園等地域で親しまれている。三番目に黄金宮付近は、察度王が生活し比屋良川を利用して本土や中国、東南アジア等と交易を行っていた由緒ある場所であるが、存在が無視されている。四番目に比屋良川周辺の自然環境を公園化し、架橋により対岸の子供広場と連結すれば利用効率も上がる。五番目に黄金宮から比屋良川に下る階段を設置し、川沿いに遊歩道を整備する。これは県が管理する宇地泊川へつなぐことが必要となる。六番目に展望広場の利点が見当たらないこと。子供広場の利用率が低くその二の舞になってほしくないと考えている。子供広場の利用実態については、17日間の調査の結果、広場の利用者は一日あたり0.47人で、二日に1人も来ていないことになる。こうなったのも50年前の計画を地域とのコンセンサスを得ないまま進めたことに原因があると考えられる。

- 大城参考人　まとめとして、上流に厚く下流に薄い偏向事業のあり方を見直してもらいたい。その上黄金宮の整備を拒むことに納得がいかない。子供広場は利用率が低く、展望広場は立地条件、交通環境が悪い。上流同様に施設を連結して地域住民が利用しやすいようにすべきである。地域住民が要望する黄金宮広場を設置し、施設連結すれば上流と同等な理想的な事業となる。黄金宮広場周辺が住宅地域であるということは理由にならず、史跡復元も当局のやる気の問題と考える。アンケートによれば70%の人が展望広場より黄金宮広場を希望している。展望広場事業を強行して禍根を残すより地域住民が要望する黄金宮広場設置への事業計画変更を強く要望する。地域住民の要望のあるなしに関わらず、市のシンボルの確立保存は市の責務である。この黄金宮広場計画は、市のシンボルである察度王の歴史的存在と偉業を顕在化した意義あるものである。また、地域の避難場所としても活用でき時宜をえた事業であると考えている。市議会には、市当局に対し比屋良川公園事業の見直し勧告をしてもらいたい。

～質疑・答弁～

- 真喜志晃一 委員　展望広場の隣には保育園があったが、送迎の時間帯の近隣

の交通状況について伺いたい。

- 幸地参考人 保育園の側には駐車場がないため、100メートルほど離れた土地を借りて駐車場にしている。父母はそこから歩いて保育園へ連れていっている。
- 天久参考人 補足として、保育園の先は袋小路となっておりUターンもしづらい状態である。その上に展望広場ができると路上駐車等が懸念される。アンケートでも路上駐車を危惧する意見が多かった。
- 宮城司 委員 陳情の主な内容は、県の宇地泊川整備立入禁止区域の解除と比屋良川公園整備事業に黄金宮広場の設置を追加することと理解してよいか。
- 幸地参考人 おおまかに言えばそのとおりである。
- 宮城司 委員 先の説明の中で、展望広場と黄金宮広場についてのアンケートの話があったが展望広場を黄金宮広場に変更してほしいという話もあるのか。
- 幸地参考人 行政側はすでに展望広場の土地取得等を進めているため、変更は難しいと考えており、別に黄金宮広場を造ってほしい。
- 宮城司 委員 展望広場の対岸にある子供広場への架橋の提案もあるが、それも陳情に含まれていると理解してよいか。
- 幸地参考人 それ自体は基本計画の構想に含まれている。陳情書の資料の中に記載されている。
- 大城参考人 付近では過去に水難事故があったようだが、比屋良川沿いの真栄原からパイプラインまでの緑地帯を遊歩道とし、吊り橋も架けることで市の観光地にもなる。また、架橋により嘉数へのアクセスが近くなるため住民の利便性も上がる。宜野湾市の観光地づくりにもなり、察度王のシンボルづくりにもなる。
- 濱元朝晴 委員 架橋について、構造的に可能かどうか行政側には確認しているのか。
- 幸地参考人 確認はしていない。
- 濱元朝晴 委員 吊り橋による観光地化は夢のある話ではあるが、現実問題として構造的に可能なのかを確認したほうがよいと考える。また、先ほど黄金宮広場設置に必要な周辺の土地の交渉に自治会も関わることもできるという旨の話があったが、それについて詳細を伺いたい。
- 天久参考人 住んでいる方たちは自治会に加入していたり顔見知りであることから話はできると考える。実績としては、上大謝名のさくら公園造成の際、9件ほど土地取得をする必要があったが、その交渉にも自治会が関わっている。
- 濱元朝晴 委員 宇地泊や大謝名には公園が少なく、高所にある黄金宮付近はいい避難場所になると考える。

○又吉亮 委員 アンケートで展望広場に反対する方の理由として、路上駐車等の交通問題があったが、展望広場をそのまま設置し、さらに黄金宮広場を設置した場合の交通問題についてはどう考えているか。また、土地の確保については伺ったが、黄金宮広場をどのように整備したいという中身について不明な点があるため説明を伺いたい。

○幸地参考人 交通問題については、黄金宮広場として土地を確保する必要がある。比屋良川公園の計画策定時とは車の利用状況も違うため交通問題を検討する必要がある。上大謝名のさくら公園も駐車場がないためいまひとつ人が少ない。駐車場を含めた黄金宮広場に必要なだけの土地が確保できれば交通の問題も解消されると考える。

先述のさくら公園は、利用率が高い公園であるが、芝生があり、ゲートボール場やテニスコートもありと多目的な利用ができる公園であるためと考える。黄金宮広場は少子高齢化に対応する公園にする必要があると考える。子供の遊び場だけでなく、高齢者向けのリハビリの設備・器具等を設置する等がこれからの公園には必要なのではないか。それから、比屋良川公園の自然を活かし、昆虫や小鳥と触れ合うことのできる自然公園としてはどうか。さらに、察度王の歴史を活かした史跡公園としてはどうかと考えている。沖縄県では例がないかもしれないが、市当局が中心となって市民も一体となった運動を起こしてもらいたい。

○濱元朝晴 委員 黄金宮の文化財指定の申請状況について伺いたい。

○幸地参考人 教育委員会において相談したところ、文化財には指定文化財と登録文化財があるが、黄金宮付近には遺構が何も残っていない状況であり、文化財登録は難しいと伺った。そこで、大謝名獅子舞保存会とも相談の結果文化財登録はあきらめ、公園整備を目標にすることになった。

○濱元朝晴 委員 文化財登録の上ではなく、単に公園として整備する形でのいいのか。

○幸地参考人 史跡はなくとも地域には察度王の歴史や記憶が残っている。それを組み入れてモニュメントを造る等をしてほしいと思うが、場所は動かさないでほしい。その上で公園をつくってほしい。

○真喜志晃一 委員 指定文化財は遺構がないと登録できないが、登録文化財は遺構がなくとも登録できると聞いているが申請はしているのか。

○幸地参考人 学術的根拠がないということで申請はしていない。

○上里広幸 委員 黄金宮のほこらはだれが設置したのか。

○天久参考人 設置者は不明だが、ほこらはセメントでつくられており、現地は大戦中に戦場になったことから、戦後に建てかえたのではないか。管理はずっと大謝名の関係者がしているため、その関係者が建てたのではないかと

推測する。

- 天久参考人 大謝名獅子舞保存会が土地の管理を従来からしており、由緒ある拝所ということで、十五夜の拝み等を行っている。あの地域は戦後外人住宅となったため、業者による土地買い取り等もあり土地の面積が小さくなって歴史的な面が見えなくなっている。そのため、公園化して残していきたいと考えている。
- 宮城克 委員 歴史そのものも戦争の被害を受けたと考えることもできる。
- 米須清正 委員 展望広場を整備しても、子供広場はだれも利用していない状況になってしまうので、連結して開発してほしいという理解でよいか。
- 幸地参考人 計画の変更・追加となるのかわからないが、できればひとつに集中させたほうがよいと考える。アンケートによればこのまま展望広場をつくっても、51%は利用するが、近くの住民しか利用しないとの結果がある。
- 米須清正 委員 展望広場の予定地を視察した限りでは、道も狭く隣の保育園の駐車場のよう扱いになるのではないかと考えている。可能であれば一つにまとめて整備したほうがよいと思うが、当局にも考えを伝えたほうが良いと考える。
- 天久参考人 財源の問題もあるかと思うが、予定地を売却して黄金宮広場の資金に財源を確保するなら賛成である。
- 伊佐哲雄 委員 陳情の内容が多岐にわたっているが、50年前に策定された比屋良川公園整備計画そのものが不評であると見受けられる。実際、子供広場や展望広場は利用を想定して計画したのか疑問もある。さまざまな意見が陳情に挙げられているが、その中で陳情の核となる部分はどこなのかがつかみにくい。展望広場の整備計画はすでに進捗しており、現実問題として変更は難しいと思うが、黄金宮のほこらを展望広場へ移設する提案についてはどう考えるか伺いたい。
- 大城参考人 現在の展望広場は道も狭く地域の外れにあり、崖の災害区域に指定されてもいる。公園を整備しても人が集まらないようでは何のためにつくったのかわからない。地域の意見が反映された公園であれば人も集まる。現在の計画の展望広場をつくってどれほどの価値があるのかと考える。それよりは、現在の黄金宮を整備して察度王の居城の歴史的価値を残したほうが宜野湾市の遺産になると考える。
- 伊佐哲雄 委員 展望広場は災害危険区域に指定されているとのことだが、黄金宮は災害危険区域に含まれていないのか。
- 天久参考人 半分ほどは含まれている。黄金宮のほこらは含まれていない。
- 真喜志晃一 委員 災害危険区域はどのあたりまでなのか。
- 天久参考人 ハザードマップによれば展望広場は全部含まれているが、黄金

宮は全部は含まれてはいない。含まれていない箇所を避難所として指定し、避難場所を大きくとるためには用地買収等が必要になる。一方、展望広場は災害危険区域に全部含まれており避難所には指定できないと考える。

- 真喜志晃一 委員 大謝名区自治会、大謝名団地、上大謝名自治会には現在避難所がないというのも理由なのか。
- 天久参考人 大謝名に自主防災会を立ち上げており、黄金宮付近も津波・地震の避難場所として訓練のなかに取り入れている。
- 真喜志晃一 委員 黄金宮は現在それほど広くないが、周辺の道路等も利用しながら訓練を行っているということか。
- 天久参考人 そのとおりである。
- 天久参考人 現状では大謝名に適当な空き地・公園がない。現在の広さでも避難所として使わないといけない現状がある。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 12 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 11 時 22 分）

【議題】

議案第 18 号 宜野湾市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

議案第 19 号 宜野湾市印鑑条例及び宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 21 号 宜野湾市建築基準法施行条例の一部を改正する条例について

議案第 22 号 那覇広域都市計画事業宜野湾市土地区画整理事業施行条例等の一部を改正する条例について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本 4 件については、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 11 時 25 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後 11 時 26 分）

【議題】

議案第 3 号 平成30年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 4 号 平成30年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 7 号 平成30年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 8 号 平成30年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本 4 件については、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 1 1 時 3 0 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 1 1 時 3 1 分）

【議題】

議案第 1 1 号 平成31年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第 1 2 号 平成31年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第 1 5 号 平成31年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第 1 6 号 平成31年度宜野湾市水道事業会計予算

議案第 1 7 号 平成31年度宜野湾市下水道事業会計予算

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本 5 件については、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午前 1 1 時 3 5 分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午前 1 1 時 3 5 分）

【議題】

議案第 23 号 市道の認定について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

本件については、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前 11 時 37 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前 11 時 38 分)

【議題】

陳情第 2 号 設備設計・監理委託業務の宜野湾市内企業への優先発注について

陳情第 9 号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

【閉会中の審査継続申出】

本 2 件については、今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要があるため、議長に申し出ることと決定する。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前 11 時 55 分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前 11 時 55 分)

○宮城克 委員長 以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前 11 時 55 分)